法人が抱える課題等の確認について（案）

資料3

【前回、人的関与の必要性が認められたポスト】

番号	法　人　名	役　職　名 （勤務形態）	人的関与の必要性が認められた理由 （前回審議会意見要点）	課題の大きな変化			新たな課題の顕在化			その他の変化	今後の人的関与の必要性、状況の変化	仕分け （案）
				借入金の大幅な解消	保有資産の大幅な縮減	法人の統合・存廃	借入金の大幅な増加	収益の大幅な減少	新たな事業の実施			
1	（公財）大阪国際平和センター	業務執行理事 （常勤）	当該法人は、府市の共同事業として「ピースおおさか」を運営し、常設展示や特別展などを通じ戦争の悲惨さを次代に伝え、平和の尊さを発信していく役割を求められている。府・市の平和施策に関する方針をしっかりと把握し、法人に求められる役割を果たしていくためにも、関係機関・団体等の様々な意見を受け止め、バランス感覚をもって法人経営にあたりうる府関係者が継続的に就任することには、一定の妥当性が認められる。								府市の平和施策に関する認識を併せ持ち、財団運営における政治的中立性・公平性を確保するため、府の人的関与の必要性は継続している。	一括
2	（公財）大阪府国際交流財団	常務理事 （常勤）	当該法人は、府内在住外国人や外国人旅行者の増加が見込まれるなか、多文化共生の拠点機関としての役割を担っており、府施策と連携した環境整備や機能強化が求められている。 また、多文化共生社会実現のために外国人向けのワンストップ相談窓口の整備や、災害発生時に在住外国人や外国人旅行者に対する災害時多言語支援の強化も重要課題であり、府と法人との密接な連携が求められており、府関係者を就任させる必要性が認められる。								外国人向けのワンストップ相談窓口の整備や、災害発生時に在住外国人や外国人旅行者に対する災害時多言語支援の強化など多文化共生社会実現のために府施策と連携した環境整備や機能強化を図るため、府の人的関与の必要性は継続している。	一括
3	（株）大阪国際会議場	専務取締役 （常勤）	当該法人は、指定管理中に大規模修繕が予定されており、修繕を担う府との間で綿密な調整を行う必要がある。また、府への納付金の確保など指定管理応募時の提案内容の確実な履行が求められ、最大株主として、引き続き、財務の健全性を維持した法人経営を行うために、府関係者を役員に就任させ、法人経営に関与させていくことが必要。加えて、今後誘致が予定されているIR施設との住み分けなど将来を見通した戦略立案についても、府との連携は必要であるため、府関係者の役員就任の必要性が認められる。								大規模修繕や今後誘致が予定されているIR施設との住み分けなど将来を見通した戦略立案に向けた連携に加え、財務の健全性を維持した法人経営を行うため、府の人的関与の必要性は継続している。	一括
4	（公財）大阪産業局	常務理事 （常勤）	府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪市都市型産業振興センターと統合し、大阪産業局として業務を開始しており、統合後も旧法人事業を円滑に引継ぎ、業務遂行することが求められる。また、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の検討も要することから、引き続き、府の関与の必要性は認められる。								府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の検討も必要であるため、府の人的関与の必要性は継続している。	一括
5	（公財）千里ライフサイエンス振興財団	専務理事 （常勤）	府内ライフサイエンス産業振興のために、「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業を強化するにあたっては、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要性が認められる。 また、理事長を含め他役員が全て非常勤であり、専務理事を唯一の常勤役員として配置していることに一定の妥当性はあるが、役員の配置形態や役割分担については、検討の余地があると思われる。							○	「産・学・官」連携を推進させ、法人の課題である実用化支援事業の強化に向けて、利害関係者との対外折衝や国等関係機関との調整を行う必要があり、府の関係者が就任する必要性があるものの、役員の配置形態や役割分担については、検討の余地がある旨のご指摘をいただいている。	個別
6	大阪信用保証協会	常勤理事 （常勤）	当法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。また、制度融資等に対する損失補償（H30年度・約17.5億円）など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要があると認める。								制度融資に対する損失補償など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を引き続き行う必要があり、府の人的関与の必要性は継続している。	一括
7	（公財）西成労働福祉センター	業務執行理事 （常勤）	当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 また、大阪市と歩調を合わせ「あいりん労働福祉センター」の建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化されるまでの間は、両役員が役割分担しながら取り組んでいく必要が認められ、その後、改めて代表理事の配置形態や業務執行理事との役割分担等について検討が必要。							○	国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があり、あいりん労働福祉センターの建替えや跡地利用等の諸課題等を含めた西成特区構想が具体化を進める必要がある中、跡地の不法占拠にかかる係争が生じており、法人の状況に変化が生じている。	個別
8	（一財）大阪府みどり公社	理事長 （常勤）	当該法人は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、農地中間管理機構として知事からの指定を受けるなど、準公的機関としての位置づけが強まっており、府と密接な連携のもとに事業を推進できる府関係者の継続的配置は必要と考える。								農地中間管理機構として知事からの指定を受けた準公的機関であり、国・府・市町村及び農業関連団体等多方面にわたる関係機関との連携・協力が求められ、府の人的関与の必要性は継続している。	一括

法人が抱える課題等の確認について（案）

資料3

【前回、人的関与の必要性が認められたポスト】

番号	法　人　名	役　職　名 （勤務形態）	人的関与の必要性が認められた理由 （前回審議会意見要点）	課題の大きな変化			新たな課題の顕在化			その他の変化	今後の人的関与の必要性、状況の変化	仕分け（案）
				借入金の大幅な解消	保有資産の大幅な縮減	法人の統合・存廃	借入金の大幅な増加	収益の大幅な減少	新たな事業の実施			
9	（公財）大阪府都市整備推進センター	理事長 （常勤）	令和２年４月より大阪府タウン管理財団と統合し、大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくにあたり、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要があるため、府関係者が、適切な役割分担のもと、役員に就任する必要性が認められる。 　なお、常務理事については、法人統合に伴い、それぞれ旧法人の事業責任者として、引継ぎ事業等の特性を踏まえた府の関与の必要性も認められるが、事業の進捗状況により、役員の人数・配置形態・役割分担について今後検討していく必要がある。							○	大阪府域全体のまちづくり推進支援と関連施設の管理等を一体的に運営していくためには、府のまちづくり施策との整合を図り、連携して取組みを進めていく必要に変化はないが、役員の配置について検討が必要である旨のご指摘をいただいている。	個別
10	大阪モノレール（株）	代表取締役社長 （常勤）	当該法人は、府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、門真以南への延伸計画の決定による資金調達の必要性などの新たな課題が生じている。当該法人の事業は府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は認められる。								引き続き門真市以南延伸にかかる対応が必要であり、最大出資者である府が主体的に経営に関与していくべき状況に大きな変化はなく、人的関与の必要性は継続している。	一括
11		代表取締役専務 （常勤）										一括
12	大阪府土地開発公社	理事長 （常勤）	府の公共事業用地の先行取得が法人の事業であり、法人と府の関係では、実質的に法人は府のガバナンス下にあると言える。一方で、公共事業用地の先行取得は、場合によっては、府において収用案件となる可能性もあるなど、行政に特有の業務であることから、公共事業用地の買収等に精通した者を役員に配置することには、一定の合理性が認められる。								行政特有の業務である公共事業用地の買収等に精通した役員が引き続き求められており、状況に大きな変化はなく、府の人的関与の必要性は継続している。	一括
13		常務理事 （常勤）										一括
14	大阪府住宅供給公社	理事長 （常勤）	当該法人は、公社賃貸住宅の管理・運営、府営住宅の計画修繕業務等を行うなど、良質優良な住宅、住環境の供給を行うという府施策を補完する役割を担っている。約1,300億円の借入金の削減が最大の課題であり、公社借入金に対する府の損失補償も約300億円と膨大であるため、公社債権の格付けの維持及び計画的な発行や住宅稼働率の向上等、財務基盤の強化に取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。 　今後は、公的賃貸住宅の管理戸数縮減への取り組みが予定されており、当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえ、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は一定認められる。 【令和４年３月　個別審議済】								借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も膨大であるため、公社債権の格付けの維持及び計画的な発行など財務基盤の強化に引き続き取り組む必要がある等、府の人的関与の必要性は継続している。	一括
15		副理事長 （常勤）										一括